

# 契約書(案)

- 1 業務の名称 菌茸培養室空調設備更新業務
- 2 業務の実施場所 岩手県北上市成田2-2地割174番地4
- 3 履行期限 令和2年7月10日
- 4 契約金額 金 円  
(うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額 金 円 )
- 5 契約保証金 金 円

岩手県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、上記業務について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

## (総則)

第1条 乙は、甲が所管する上記業務(以下「業務」という。)をこの契約書及び仕様書に基づいて誠実に履行するものとする。

## (実施に関する指示)

第2条 甲は、乙に対して業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、業務の実施に関し、必要が有ると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

## (業務工程表の提出)

第3条 乙は、この契約締結後7日以内に、仕様書に基づいて業務工程表(様式第1号)を作成し、甲に提出しなければならない。

## (権利の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

## (業務内容の変更、中止等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、契約金額又は業務期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

## (損害賠償)

第6条 業務の完了前に発生した損害(第三者に及ぼした場合も含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合はこの限りではない。

(監督員)

第7条 甲は監督員を置いたときは、その氏名を監督員選任通知書(様式第2号)により乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 仕様書に基づく業務の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

(3) 仕様書に基づく工程の管理、立会い、業務の施工状況の検査又は材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

(現場代理人)

第8条 乙は、現場代理人を定めて業務現場に設置し、その氏名その他必要な事項を現場代理人通知書(様式第3号)及び経歴書(様式第4号)により甲に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様に現場代理人変更通知書(様式第5号)及び経歴書により通知することとする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、現場に常駐し、その運営、取締りを行なうほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規程にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(完了報告及び検査)

第9条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再度検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(契約金額の請求及び支払い)

第10条 乙は、前条の検査に合格したときは、請求書(様式第7号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日(以下「約定期間」という。)以内に契約金額を支払わなければならない。

(前金払)

第 11 条 乙は、契約金額の前払金の支払いを請求することができるものとする。

2 前項の前払金の額は、契約金額の 30 パーセント以内の額とする。

3 乙は、前払金を請求しようとする場合は、請求書(様式第 7 号)を甲に提出するものとする。

(検査の遅延)

第 12 条 甲がその責に帰すべき理由により第 9 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるとき、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日に満了したものとする。

(遅延利息)

第 13 条 甲はその責に帰すべき理由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い額に対して、年 2.6 パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が 100 円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(違約金)

第 14 条 甲は、乙がその責に帰すべき理由により、約定期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年 2.6 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(甲の解除権)

第 15 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 乙が、その責に帰すべき理由により、契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 契約締結若しくは業務の実施について、乙に不正行為があったとき。

(3) 乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙の代表者、役員(執行役員を含む。))又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的

あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。  
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) その他甲が必要と認めるとき。

#### (乙の解除権)

第 16 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条第 1 項前段の規定により業務の変更をしたため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 5 条第 1 項後段の規定により業務を中止したため中止期間が業務期間の 2 分の 1 を超えたとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

#### (契約解除の場合における損害賠償金)

第 17 条 乙は、第 14 条の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第 15 条の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各号の賠償額は、甲、乙協議して決める。

#### (不当介入に対する措置)

第 18 条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

#### (秘密の保持)

第 19 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### (補則)

第 20 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 岩手県  
契約担当者  
岩手県生物工学研究所  
所 長 伊 東 芳 樹

乙



様

岩手県生物工学研究所長 印

### 監督員選任（変更）通知書

令和 年 月 日付で契約を締結した次の業務について、下記のとおり監督員を選任（変更）したので、契約書第7条に基づき通知します。

記

業 務 名	
業 務 場 所	

区 分	職 名	氏 名
監 督 員		
監 督 員		

様式第3号

## 現場代理人通知書

令和 年 月 日

岩手県生物工学研究所長 様

請負者 住所

氏名

印

令和 年 月 日付けで契約を締結した次の業務について、契約書第8条に基づき現場代理人を下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

業 務 名	
業 務 場 所	

	氏 名
現 場 代 理 人	



経 歴 書

本籍地

現住所

氏 名

印

生年月日

学 歴 (最終学歴)

資 格 (法令による免許及び登録番号)

職 歴

## 現場代理人変更通知書

令和 年 月 日

岩手県生物工学研究所長 様

請負者 住所  
氏名 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した次の業務について、現場代理人を下記のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

業 務 名	
業 務 場 所	

		氏 名
新	現 場 代 理 人	
旧	現 場 代 理 人	
変 更 年 月 日	令和 年 月 日	
変 更 理 由 (具体的に記入)		

令和 年 月 日

岩手県生物工学研究所長 様

住所  
氏名

印

### 業務完了報告書

令和 年 月 日をもって下記の業務を完了したので、報告します。

業務名	
業務の場所	
契約年月日	令和 年 月 日
業務期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
契約金額	円
業務完了年月日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

岩手県生物工学研究所長 様

住 所

氏 名 印

## 請 求 書

下記業務について、次のとおり請求します。

業 務 名	
業 務 場 所	
業 務 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
契 約 金 額	円
受 領 済 額	円 (うち消費税額 円)
今 回 請 求 額	円 (うち消費税額 円)